

令和4年度 グループホーム 介護サービス費・利用料

	対象者		区分	費用(円)			算定単位	備考			
	要支援 2	要介護 1~5		1割	2割	3割					
介護サービス費	○		支2	748	1496	2244	1日	(参考) 1割負担 かつ 30日計算時	支2	22440円	
		○	介1	752	1504	2256			介1	22560円	
			介2	787	1574	2361			介2	23610円	
			介3	811	1622	2433			介3	24330円	
			介4	827	1654	2481			介4	24810円	
			介5	844	1688	2532			介5	25320円	
短期利用 介護サービス費	○		支2	776	1552	2328	1日	(参考) 1割負担 かつ 30日の計算時	支2	23280円	
		○	介1	780	1560	2340			介1	23400円	
			介2	816	1632	2448			介2	24480円	
			介3	840	1680	2520			介3	25200円	
			介4	857	1714	2571			介4	25710円	
			介5	873	1746	2619			介5	26190円	
医療連携体制費		○	I	39	78	117	1日	入居者の日常的な健康管理、医療機関との連携体制等を整備することによりいずれかを算定します。			
			II	49	98	147					
			III	59	118	177					
サービス提供 体制強化費	○	○	I	22	44	66	1日	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。			
			II	18	36	54					
			III	6	12	18					
若年性認知症 利用者受入費	○	○		120	240	360	1日	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します。			
初期加算	○	○		30	60	90	1日	入居開始日より30日を限度として算定します。			
入院時費用	○	○		246	492	738	1日	入院後3か月以内に退院が見込まれる場合、再入居の期間に応じて算定します。(1月あたり6日・月またぎ12日を限度)			
看取り介護費		○		72	144	216	1日	以前31日以上45日以下 以前4日以上30日以下 以前2日以上3日以下 お亡くなりになられた日	お亡くなりになられた日から起算し、 当事業所にご入居されていた日数に 応じて算定します。 よって、当該費用は、月遅れで請求が 発生する場合があります。		
				144	288	432					
				680	1360	2040					
				1280	2560	3840					
退居時相談援助費	○	○		400	800	1200	1回	退居にあたり、他サービス・機関に対して情報提供した場合に算定します。			
生活機能向上連携費	○	○	I	100	200	300	1月	訪問リハビリ、通所リハビリ、医療機関の理学・作業・言語聴覚療法士、 医師が計画作成担当者と身体状況进行评估した場合に算定します。 【I】助言を受けて評価 【II】訪問して評価			
			II	200	400	600					
認知症行動・心理症 状緊急対応費	○	○		200	400	600	1日	短期利用開始日から、7日を限度。			
認知症専門ケア費	○	○	I	3	6	9	1日	認知症の程度と職員配置状況に応じて算定します。			
			II	4	8	12					
口腔衛生管理体制費	○	○		30	60	90	1月	口腔ケアについて、事業所としての計画を策定した場合に算定します。			
栄養管理体制費	○	○		30	60	90	1月	管理栄養士とともに栄養ケアを整備した場合に算定します。			
口腔・栄養 スクリーニング費	○	○		20	40	60	1回	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメント行った場合に 6月に1回を限度として算定します。			
夜間支援体制費	○	○	II	25	50	75	1日	夜勤職員を手厚く配置し、基準に適合した場合に算定します。			
科学的介護推進体制費	○	○		40	80	120	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。			
介護職員処遇改善加算	○	○	I	所定 単位	$\times 111 / 1000$		1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。			
			II		$\times 81 / 1000$						
			III		$\times 45 / 1000$						
			IV		$\times 90 / 100$						
			V		$\times 80 / 100$						
介護職員等 特定処遇改善加算	○	○	I	所定 単位	$\times 31 / 1000$		1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。			
			II		$\times 23 / 1000$						
新型コロナウイルス 感染症対応への特例評価	○	○		基本報酬 $\times 0.1\%$				新型コロナウイルス感染症に対する特例として、厚生労働省の 通達により、令和3年4月から9月末まで算定します。			

※上記費用については、当事業所からの入院・外泊等の初日及び帰着日は費用が発生します。

家賃	○	○		500円	1日	入院、外泊等のご不在時にも同額をご負担いただきます。
管理費(水光熱費)			500円	1日	入院、外泊等のご不在時にはご負担はかかりません。	
食費			1200円	1日	1日の定額となり、一部の欠食による減額は行いません。	
その他			事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、 利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。 (例：医療機関等における診療費、おむつ代、理美容代、その他)			